

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社友水設計	石岡市若松3丁目8-40-101	4-000498

注) 業者番号「4-」は県内建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指 名 停 止 措 置 期 間

令和8年7月16日 ～ 令和8年11月15日 (4か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)友水設計は、警察本部発注の「土浦警察署神立交番改修工事に伴う実施設計業務委託」を受注したが、業務を履行期間内に完了し目的物を引き渡すべきところ、正当な理由なく当該契約を履行せず、これにより発注者が当該業務委託契約の解除に至った。

5. 指名停止理由

(株)友水設計が正当な理由なく契約を履行しなかったことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成7年6月1日付け監第184号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第4号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 共通仕様書・契約書等違反、経審切れ イ、ウ、エ (略)	1ヶ月以上6ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)